

柴島再構築整備事業の事業計画の方向性の  
策定に向けた市場調査実施要領

令和6年12月  
大阪市

# 目次

1	調査目的	1
2	市場調査の実施方法	3
(1)	参加資格	3
(2)	参加申込手続	3
(3)	資料の貸与及び守秘義務に関する誓約書の提出	3
(4)	参加事業者との意見交換	4
3	参加事業者を求める提案や意見等について	5
(1)	本官民連携事業の概要	5
(2)	本事業の実現に向けて求める提案や意見等	5
(3)	提案や意見等の提示方法	6
4	市場調査結果の概要の公表等	6
5	留意事項・その他	7
6	事務局	7

## 1 調査目的

本市では、2022(令和4)年3月に策定した「大阪市水道経営戦略(2018-2027)【改訂版】」に基づく水道施設整備の実施計画として、計画期間を経営戦略と同じ2027(令和9)年度までとする「大阪市水道施設基盤強化計画【改訂版】」を2023(令和5)年3月に策定しました。浄・配水施設等の耐震化にあたっては、同計画を踏まえ、まずは切迫性が指摘されている南海トラフ巨大地震対策として、地震発生時に当面必要となると考えられる1日平均給水量に相当する水量の浄水処理能力の確保(水づくり)を目的とした整備に重点的に取り組んできました。

その結果、2024(令和6)年4月に南海トラフ巨大地震に対する耐震性を確保しつつ、1日平均給水量に相当する水量の浄水処理能力を有する取・浄水施設の整備を完了し、南海トラフ巨大地震対策としての当面の取・浄水施設整備については、一定の見通しがついたところです。

今後は、上町断層帯地震に対する耐震性確保の観点から、計画的な更新工事や維持管理作業等により1つの浄水処理システムが停止しても、上町断層帯地震の発生時に必要な1日平均給水量に相当する水量の浄水処理能力の確保を目標として、3つある浄水場のうち、まずは所要の耐震性を有していない柴島浄水場を対象に、浄水施設の耐震化を図ることとしています。

さらに、経営効率化の観点から、上町断層帯地震に対する耐震整備に併せて、柴島浄水場上系及び下系に位置している計118万 $\text{m}^3$ /日の浄水処理能力を有する浄水施設を計70万 $\text{m}^3$ /日に適正規模化することとしており、具体的には、柴島浄水場下系に30万 $\text{m}^3$ /日の浄水施設を新たに整備した上で、柴島浄水場上系に位置する67万 $\text{m}^3$ /日の浄水施設をダウンサイジングすることにより、すべての浄水処理機能を柴島浄水場下系に集約するとともに、柴島浄水場下系に位置する40万 $\text{m}^3$ /日の浄水施設の耐震化を図った上で、別系統で11万 $\text{m}^3$ /日の浄水施設をダウンサイジングする再構築事業(以下「柴島再構築事業」といいます。)の計画立案に着手することとしています。

柴島再構築事業のうち、柴島浄水場下系に30万 $\text{m}^3$ /日の施設能力を有する浄水施設を新たに整備した上で、柴島浄水場上系に位置する浄水施設をダウンサイジングする機能集約に加え、柴島浄水場上系の一部配水施設の機能集約も行うこととし、これら2つの機能集約をあわせ、「柴島再構築整備事業」(以下「本事業」といいます。)と位置付けています。

本事業は、効率的・効果的に実施する観点から、官民連携手法の導入について検討を進めており(以下官民連携手法で実施する本事業を「本官民連携事業」といいます。)今回実施する市場調査(以下「本調査」といいます。)では、本事業計画の方向性の具体化に向けて、浄水施設等の耐震化等に係る事業効果の早期発現や事業費縮減はもとよ

り、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用による新技術の導入や技術継承等、本事業が付加価値の高いものとなるよう、本官民連携事業に関する事業内容及び事業スキームに関し、民間事業者の方から幅広く提案や意見等を募るものです。

## 2 市場調査の実施方法

### (1) 参加資格

参加資格要件は、次のアからエのいずれかを満たす法人又は法人のグループとします。

ア 日本国内の国、地方公共団体又は水道事業者等（水道法（昭和32年法律第177号）第2条の2第1項に規定する「水道事業者等」をいう。）が行う、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく事業において、代表企業又はコンソーシアムの構成員として応募実績を有していること。

イ 官公庁発注の浄水場整備又は水処理プラント設備整備工事において設計から施工に至る一連の業務（事業期間が2年以上のものに限る。）の応募実績を有していること。

ウ 官公庁発注の浄水場整備又は水処理プラント設備整備工事の設計若しくは施工の実績（業務委託又は工事請負受注者として完了させた実績）を有していること。

エ 3（2）アで本市が示す前提条件を踏まえ、事業内容及び事業スキームについての具体的な提案や意見を述べるができること。

### (2) 参加申込手続

#### ア 参加申込方法

別紙1「参加申込書」を電子メールで事務局へ提出してください。事務局が「参加申込書」を受領した後に、受領確認の通知を電子メールで送信します。

#### イ 「参加申込書」の受付期限

令和6年12月26日（木）午後5時まで

### (3) 資料の貸与及び守秘義務に関する誓約書の提出

市場調査でより有意義かつ具体的な提案や意見等を伺うために、参加事業者に対して、事前に次の資料等を貸与する予定です。貸与を希望される場合は、別紙2「守秘義務に関する誓約書」（以下「守秘義務誓約書」といいます。）に記入、押印のうえ、事務局へ郵送により提出してください。

事務局が「守秘義務誓約書」の提出を確認した後、後日、資料を貸与します。（資料の郵送代については参加事業者の負担となります。）

[ 貸与予定資料等 ]

資料等の名称	資料等の概要
市場調査の参考提示資料	事業計画の策定に向けて、市が今後の検討に必要と考える主な項目を示した資料
浄水処理施設の系統（浄水フローシート）	柴島浄水場の現行浄水処理フローを示した図
主要な既存施設配置図	柴島浄水場内の取・浄・配水施設の配置図
現在民間事業者へ委託している業務一覧	維持管理業務のうち、これまで市が民間委託してきた業務一覧(令和4～5年度実績)を示した資料
主要な維持管理業務対象施設図	主要な維持管理業務対象施設を示した図
薬品注入設備フロー図(既設)	薬品注入設備フローを示した図
監視制御設備システム構成図(既設)	監視制御設備におけるシステム構成を示した図
監視制御設備信号入出力点数票(既設)	監視制御設備の入出力信号点数を示した資料
単線結線図(既設)	受配電系統を示した図
機器配置図(更新対象)	更新対象の設備機器配置図

ア 「守秘義務誓約書」の提出期限

令和6年12月26日(木)午後5時まで

イ 守秘義務対象資料の貸与期間

令和6年12月中旬から意見交換終了後1か月以内

ウ 「破棄義務の遵守に関する報告書」の提出

「守秘義務誓約書」に基づき、意見交換終了後1か月以内に、守秘義務対象資料を破棄してください。守秘義務対象資料の破棄完了後、別紙3「破棄義務遵守に関する報告書」に記入、押印のうえ、事務局へ郵送により提出してください。

エ 目的外使用の禁止

本市から貸与した資料は、本市場調査以外に使用することは認めません。

(4) 参加事業者との意見交換

意見交換については参加事業者ごとに対面方式により実施します。

ア 実施期間

令和6年12月18日（水）から令和7年1月31日（金）まで（予定）

本市が必要と判断した場合は、実施期間を延長することがあります。

イ 実施日時・場所

意見交換の具体的な日時及び場所については、「参加申込書」を受領後、個別に調整します。

ウ 参加人数

原則、5名程度までとします。5名超で参加を希望される場合は、あらかじめ事務局へご相談ください。

エ 実施方法

各参加事業者につき1回程度（1回あたり1時間程度）を予定しています。

### 3 参加事業者を求める提案や意見等について

#### （1）本官民連携事業の概要

ア	事業目的	<ul style="list-style-type: none"><li>本市において震度が最も大きい上町断層帯地震が発生した際にも、水づくりの観点から1日平均給水量に相当する水量の浄水処理能力を確保</li><li>効率的な事業運営の観点から、耐震化にあわせて、施設能力の適正規模化</li></ul>
イ	対象事業	<ul style="list-style-type: none"><li>新浄水施設等（導水管、着水井、凝集沈澱池、中オゾン接触池、急速ろ過池、送水ポンプ場、連絡管及びその他関連施設）の構築（30万m<sup>3</sup>/日）</li><li>一部の既存施設（浄水施設及び配水施設）の撤去及び移設</li></ul>
ウ	対象場所	<ul style="list-style-type: none"><li>柴島浄水場内（東淀川区柴島1丁目外）及び柴島浄水場外（東淀川区東淡路2丁目外）</li></ul>
エ	事業期間	<ul style="list-style-type: none"><li>10年程度（令和9～18年度）を想定</li><li>このうち、上系配水池エリアの配水施設の撤去については、令和13年度末までに実施</li></ul>

#### （2）本事業の実現に向けて求める提案や意見等

本事業の実現に向けて、事業内容及び事業スキーム等に関し、次の項目についての提案や意見等をお伺いします。

ア 事業内容及び事業スキームの提案や意見等を求める上での前提条件は次のとおりです。

次の（ア）から（エ）のすべての条件を満たす事業内容等であること。

（ア）効率的な設計・施工が可能な官民連携手法を活用し、早期の耐震化（工期

の短縮)が図れること。

なお、活用する官民連携手法はPFI手法を想定しつつも、これに限らない提案が可能である。

- (イ)市が自ら事業を実施する場合と比べ、事業期間全体を通じた事業費の縮減効果が確保されること。
  - (ウ)市が自ら事業を実施する場合と比べ、新技術の導入や技術継承等、民間事業者の創意工夫とノウハウの活用により、本事業の付加価値が高まること。
  - (エ)本事業に参画可能な事業者が著しく限定される事業スキームではないこと。
- イ 事業内容及び事業スキームに関して提案や意見等を求める項目
- (ア)本官民連携事業の概要(但し、事業目的、対象事業及び対象場所を除く。)について
  - (イ)事業実施による耐震化の早期発現や事業費縮減の具体的な項目及び効果について
  - (ウ)計画、設計及び施工業務の官民分担について
  - (エ)本官民連携事業における維持管理業務の導入可否について
  - (オ)維持管理業務の官民分担について
  - (カ)その他付随業務の導入可否について
  - (キ)新技術の導入及び技術継承その他本事業の付加価値が高まる提案について
- ウ その他に関して提案や意見等を求める項目
- (ア)事業者選定フロー(公募スケジュール)について

### (3) 提案や意見等の提示方法

各参加事業者における提案や意見等については、意見交換の際にお示しいただくことを基本とします。

なお、意見交換において説明資料等を用意される場合は、可能であれば、事前に事務局まで提出いただきますようお願いします。

## 4 市場調査結果の概要の公表等

市場調査の結果については、今後、予定している本事業の公募に際して、公平性及び透明性を確保する観点から、本市で取りまとめのうえ、概要を水道局ホームページで公表する予定です。ただし、参加事業者の名称及びノウハウに関する内容は非公表とします。

なお、本市は、本事業の公募に関する業務を委託するアドバイザーに、市場調査の結果を開示するものとします。

## 5 留意事項・その他

- ( 1 ) 市場調査においていただいた提案や意見等については、事業計画の方向性の策定に向けて今後の参考としますが、必ずしも採用するものではありません。
- ( 2 ) 市場調査は、参加事業者に対して、本事業の公募への参画を義務付けるものではありません。
- ( 3 ) 市場調査への参加実績は、今後公募を実施した場合の事業者選定時の評価の対象にはなりません。
- ( 4 ) 市場調査に要する費用の支弁や報酬等の提供はありません。
- ( 5 ) 本市は、必要に応じて、追加の市場調査やアンケート等を実施することがあります。その際には、可能な範囲でご協力をお願いいたします。

## 6 事務局

大阪市水道局工務部計画課

所在地： 〒559-8558

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟9階

T E L : 06-6616-7153

F A X : 06-6616-5519

Mail : [k.saikoutiku-pfi@suido.city.osaka.jp](mailto:k.saikoutiku-pfi@suido.city.osaka.jp)

担当者： 田中、谷屋